

仕 様 書

1 件名

公益財団法人東京都農林水産振興財団仮設庁舎の借入れ

2 借入場所

東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号

3 用途地域等

建ぺい率 40%

容積率 80%

用途地域 第 1 種低層住居専用地域

防火指定 指定なし

4 契約期間

契約確定の日から平成 29 年 3 月 31 日まで

5 規格等

(1) 仮設建物 一式(詳細は、別紙「図面」及び「特記仕様書」のとおり)

(2) 設備機器 一式(詳細は、別紙「特記仕様書」のとおり)

6 建物案内図・配置図・平面図

別紙「図面」のとおり

7 工期及び撤去

別紙「特記仕様書」のとおり

8 支払条件

借入物件を使用した月の翌日以降、毎月 1 回月額を支払う。ただし、平成 29 年 2 月使用分は借入物件撤去の確認後に支払う。

借入期間を短縮又は延長したときの賃借料は、契約約款第 9 条第 1 項に規定する別紙内訳書中「A リース料」欄の金額のみを当該借入期間の日数に応じて日割計算したものをもちて算定するものとする。その際の支払方法については別途協議する。

9 共通事項

(1) 用語の定義

- ① 「甲」とは、賃貸借契約書に基づき、仮設庁舎等を乙から賃借するもの（公益財団法人東京都農林水産振興財団）をいう。
- ② 「乙」とは、賃貸借契約書に基づき、仮設庁舎等を甲に賃貸するものをいう。
- ③ 「監督員」とは、契約約款第 4 条第 2 項の監督を行う甲の職員で、甲が定めたものをいう。
- ④ 「建方」とは、契約約款第 4 条の納入に替えて、仮設庁舎等及びそれに付帯する一切のものを借入場所に設置することをいう。
- ⑤ 「解体」とは、仮設庁舎等の解体・撤去及び借入場所等の復旧整備をいう。
- ⑥ 「建方期間」とは、設計、建方、各種申請業務等、行政検査（建築指導、消防）及び建方検査（手直しを含む。）を完了するまでの期間として、仕様書に定める期間をいう。
- ⑦ 「使用期間」とは、甲が、仮設庁舎等を占有して使用する期間として仕様書で定める期間をいう。
- ⑧ 「使用開始日」とは、契約約款第 4 条の規定にかかわらず、仕様書に定める使用期間の初日とする。
- ⑨ 「復旧整備」とは、仮設庁舎等の解体・撤去後の現状復旧や多目的広場等の整備をいう。
- ⑩ 「代理人」とは、契約の履行に関し、その管理及び統括を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限を行使することができるもので、乙が定めたものをいう。
- ⑪ 「監理技術者等」とは、建設業法第 26 条に規定するものをいう。
- ⑫ 「賃借料」とは、契約約款第 1 条第 2 項に規定する賃借料であって、建方及び解体に要する費用を含む。

(2) 検査

- ① 契約約款第 5 条の規定にかかわらず、建方完了後及び解体完了後それぞれ甲職員が検査を行う。
- ② 監督員から指示があったときは、建方着手に先立ち、実施設計及び各種申請業務等の検査を受検するものとする。

(3) 仮設庁舎等の保守等

- ① 仮設庁舎等の保守点検は、契約約款第 13 条の規定及び特記事項の定めによる。
- ② かし担保は、契約約款第 16 条の規定によるとともに、使用期間中に雨漏り、漏水が発生したとき又は庁舎として通常の使い方で破損等が生じたときは、速やかに乙が補修を行うこと。

(4) 提出書類

- ① 本業務に係る全体スケジュールを作成し、監督員の確認をとること。
- ② 契約約款第 4 条第 3 項の「納品書」に替えて、建方完了時に「建方完了届」を提出すること。

③ 借入期間満了時及び解体完了時に「解体完了届」を提出すること。

④ その他次の書類

ア 代理人届

イ 設計及び工事監理者届

ウ 監理技術者届(又は主任技術者届、建設業法の定めによる)

エ 建方資材等調達(予定・実施)届

(5) 所有権の表示

契約約款第 17 条に基づく所有権の表示は、仮設庁舎の玄関等の見やすい場所とすること。

(6) 条件変更

乙は、乙の責に帰さない事由により本仕様書、基本設計及び特記事項に示した条件では、設計、建方、解体等が施行できない特別な事情が生じたときは、契約約款第 20 条の規定にかかわらず、甲と協議の上、契約の変更を請求できる。

10 環境により良い自動車利用

自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 環境への配慮

(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努めること。

(2) 利用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。

12 その他

(1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、財団担当者と協議のうえ決定することとする。

(2) 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。